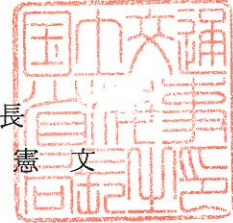


国海査第571号の2
平成23年5月31日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局長

井手 憲文



型式承認試験基準の制定について

標記について、船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成23年5月31日 国土交通省令第45号）により、船舶設備規程に船橋航海当直警報装置の要件が新たに規定されたことに伴い、船舶等型式承認規則第6条第1項に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり制定することとしたので通知致します。

なお、同一部改正省令の附則において船舶等型式承認規則別表の改正規定は公布の日から施行することとしており、これにより、型式承認手続きについて公布の日から実施できることにご留意下さい。

記

別紙1及び別紙2のとおり、次の型式承認試験基準を制定する。

- (1) 第一種船橋航海当直警報装置
- (2) 第二種船橋航海当直警報装置

